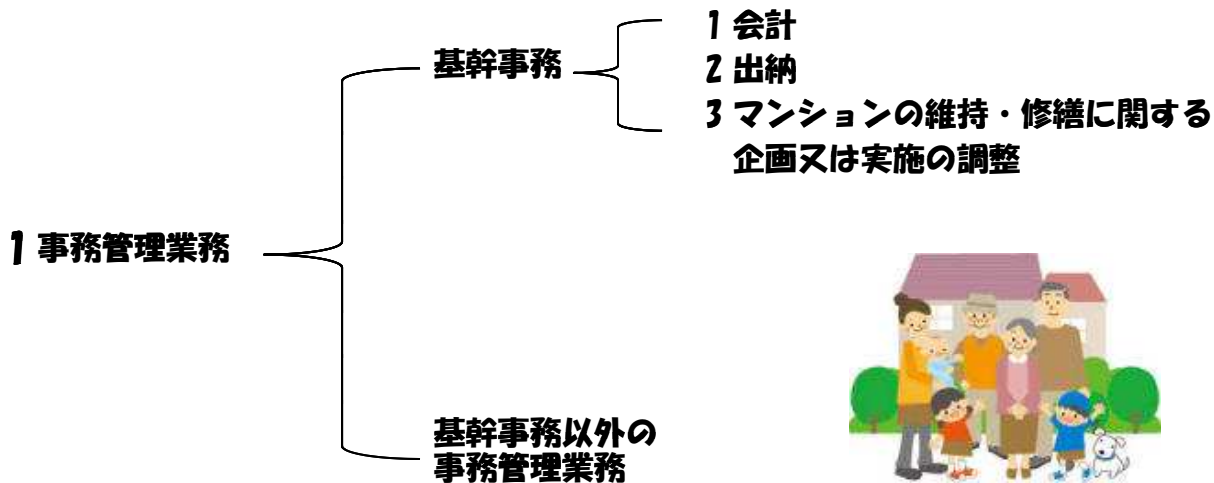


# 標準管理委託契約書の内容



**理事会力を合わせて  
頑張ろうね**

## 2 管理員業務

## 3 清掃業務

## 4 建物・設備管理業務

### 管理対象となる部分

対象部分	具体的部分
敷地	
専有部分に属さない建物の部分(規約共用部分を除く。)	玄関ホール、廊下、階段、屋外階段、屋上、エレベーターホール 共用トイレ、湯沸室、エレベーター室、ポンプ室、電気室、機械室 受水槽室、高置水槽室、パイプスペース、内外壁、界壁、 床スラブ、柱、基礎部分、塔屋、バルコニー、ベランダ
専有部分に属さない建物の附属物 規約共用部分	エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備、テレビ共聴 視設備、消防・防災設備、各種の配線配管 管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会所、トランクルーム 倉庫
附属施設	塀、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場、花壇、庭木 散水栓、外灯設備、水道引込管、排水施設、ゴミ集積所 消火栓、専用庭

委託業務費に含まれていないもの

- ・ 警備業法に定める警備業務
- ・ 消防法に定める防火管理者が行う業務